

都市公園法改正と都市公園へのPPP（官民連携）導入の展望

株式会社 野村総合研究所 社会システムコンサルティング部  
主任コンサルタント 片桐 悠貴

1. はじめに — 今なぜ公園か —

「公園は都市の窓であり、市民の肺である。そして又都市の品位美観を保持するのみでなく、繁劇なる市民の保健休養の源泉として缺（か）くべからざるオアシスでもある」\*1

これは昭和7年に行政区域を大きく拡大させ、人口500万人を擁するようになった当時の東京市が策定した東京都市計画報告の中の一節である。上述のように公園は、人々のレクリエーションの場の提供、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保など、豊かな地域づくりに資する機能を提供している。例えば、公園の充実度合いによって育児環境が左右され、美しい公園を目的に多数の観光客が訪れることもあり、公園は今や、都市の魅力を左右する重要なインフラと言っても差し支えない。

一方で、われわれの身の回りにあり主に地方自治体が管理している公園は法令上「都市公園」と呼ばれ、都市公園法に基づいて管理されていることや、その用途にはさまざまな規制があること、そしてその規制の一部が今

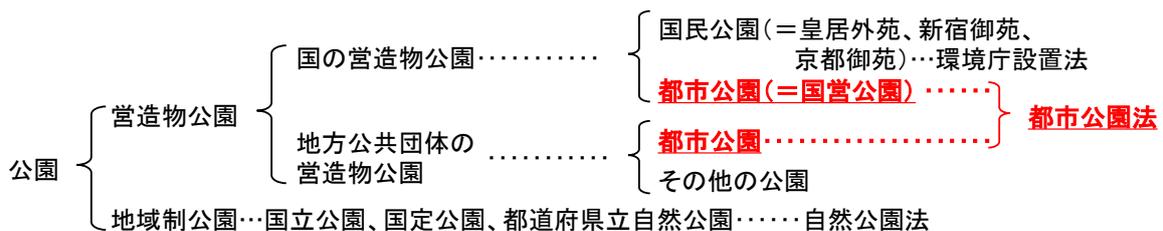
年度の法改正により大きく緩和されたことはあまり知られていない。本稿では、都市公園の持つインフラとしての特徴やそれを取り巻く制度的枠組みを整理した上で、最新の都市公園法改正の内容とその影響について論じることを通じ、官民のパートナーシップによって公園が都市にとってより魅力的なインフラとなるための方策について、行政と民間企業の双方に提案するものである。

2. 「インフラ」としての都市公園

1) 都市公園とは何か

一般的に「公園」と呼ばれている空間には、法令上はさまざまな種類がある。自然公園法に基づき、自然環境を保護するために国が指定する国立公園・国定公園や、旧皇室苑地である皇居外苑、京都御苑および新宿御苑のように、旧皇室苑地を国民公園\*2として開放しているものもある\*3。本稿ではこのうち、われわれが暮らす中で最も身近な存在であり、その大多数を地方自治体が管理している都市公園法に基づく都市公園について論じる。

図表1 「公園」の制度的分類



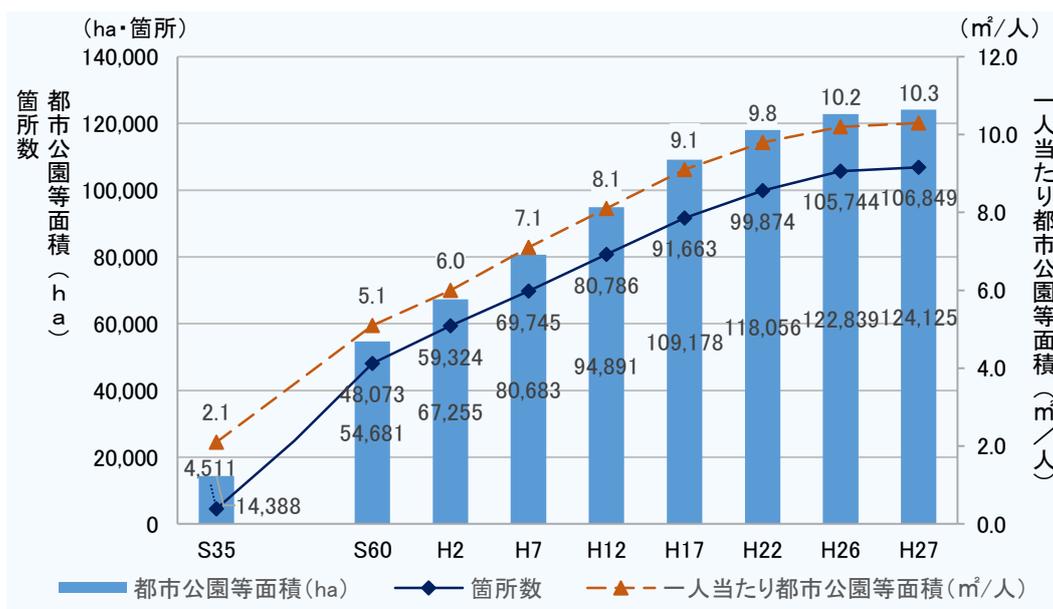
出所) 国土交通省関東地方整備局 都市・公園建政部「まちづくり“公園”」ウェブページより NRI 作成  
[http://www.ktr.mlit.go.jp/city\\_park/machi/city\\_park\\_machi00000005.html](http://www.ktr.mlit.go.jp/city_park/machi/city_park_machi00000005.html) (2017年8月31日時点)

都市公園は、道路や河川、港湾、空港等の他インフラと同様に、都市公園法という公物管理法に基づき設置・管理されているインフラの一つである。このため、都市公園は国土交通省が所管するインフラとして、地方自治体が社会資本を整備する際などに国土交通省から交付される社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金の交付対象となっているほか、国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)<sup>\*4</sup>でも国土交通省が所管する14分野にわたるインフラの一つとして、道路や河川、港湾、空港などと同列に整理されている。

都市公園は、昭和35年には約4,500カ所、全国の合計面積は約1万4千haだったとこ

ろ、昭和47年に都市公園等整備緊急措置法が制定されて以降は特に整備が加速し、同法に基づく数次にわたる都市公園等整備五箇年計画や、各分野の旧五箇年計画が改組・統合された社会資本整備重点計画により、計画的な整備が進んだ。これにより平成27年度末時点で、都市公園等箇所数は昭和35年の20倍以上となる10万カ所超、面積は約9倍となる約12万haに達し、全国的に見た一人当たり都市公園等面積は、都市公園法施行令に定める住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準<sup>\*5</sup>である約10㎡/人を超える水準となっている。

図表2 都市公園等の面積・箇所数の推移



出所) 国土交通省都市局「都市公園等の面積・箇所数の推移」より NRI 作成

## 2) 公園施設とは何か

都市公園を構成するものは、オープンスペースや緑地等の空間のみではない。都市公園法第2条では、一定の建ぺい率規制<sup>\*6</sup>の下、都市公園の効用を全うするためのさまざまな施設を都市公園に設けることが認められている(図表3)。

図表3 都市公園法で定められた公園施設の種類の

施設種別	施設の例示等
園路及び広場	園路、広場
修景施設	植栽、花壇、噴水等
休養施設	休憩所、ベンチ等
遊戯施設	ぶらんこ、滑り台、砂場等
運動施設	野球場、陸上競技場、水泳プール等
教養施設	植物園、動物園、野外劇場等
便益施設	飲食店、売店、駐車場、便所等
管理施設	門、柵、管理事務所等
その他	上記のほか、都市公園の効用を全うする施設

出所) 都市公園法より NRI 作成

上記のとおり、公園施設には園路や広場、植栽や花壇等だけでなく、子供が遊べる各種遊具や、野球場・陸上競技場・サッカー場等の運動施設も含まれている。さらには、動物園・水族館・野外劇場等の教養施設や、飲食店・売店・宿泊施設等の便益施設も認められている。

さらに近年は、富岩運河環水公園(富山市)

に設置されたスターボックスのように、都市公園内に特徴的な施設を整備することで地域の活性化等につなげる事例が注目されている。日本国内にはそのほかにも特色ある公園施設が多数存在しており、その概要や、都市公園法および施行令上の設置根拠、ならびに具体的な施設の設置者や運営者について整理したものが下表である。

図表 4 特色ある公園施設事例

施設名	スマイル グリコパーク	あらかわ遊園	長野 リスタジアム	三鷹の森 ジブリ美術館	みえこどもの城	ホテルシーサイド 江戸川	吉城園周辺地区 保存管理・活用事業
法令上の位置づけ (想定)	遊戯施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	教養施設	便益施設	便益施設
公園名 (管理者)	宮城野原公園 (宮城県)	荒川遊園 (荒川区)	南長野運動公園 (長野市)	井の頭恩賜公園 (東京都)	中部台運動公園 (三重県)	葛西臨海公園 (東京都)	奈良公園 (奈良県)
当該公園施設の 設置・保有者	㈱楽天野球団	荒川区	長野市	三鷹市	三重県	江戸川区	森トラスト㈱ ※今後整備
当該公園施設の 実質的な運営者	㈱楽天野球団	荒川区	南長野スポーツ マネジメント 共同事業体	(公財)徳間記念 アニメーション文 化財団	(公財)三重こども わかもの 育成財団	ホテルオークラ エンタープライズ・ ハリマビシステム 共同事業体	森トラスト㈱ ※今後整備
官民連携手法	設置・管理許可	(荒川区直営)	指定管理者	指定管理者	指定管理者	指定管理者	設置・管理許可 ※今後整備
備考	Koboパーク 宮城の外野 後方に隣接	都内唯一の 区営遊園地	AC長野パルセ イロ(J3)のホー ムスタジアム	スタジオジブリ が施設を整備し て三鷹市に寄附	ドームシアター、 アートスペース 等を備える大型 児童館	江戸川区が設置 した区営ホテル	最高級インターナ ショナルホテルブ ランドを誘致予定

出所) 各自治体、民間事業者のウェブページ等をもとに NRI 作成

このように、都市公園を構成する施設は公園の効用を全うし公益にかなう前提において、非常に広い裁量を与えられていることが分かる。つまり、都市公園は、先述のように道路や河川、港湾、空港などと同列に処されるインフラでありながら、最も自由度と裁量の広いインフラと言えるのだ。これにより、都市公園に対して民間ノウハウを導入することは、にぎわい創出や財政支出の抑制等のさまざまな側面で大きな効果が期待される。

### 3) 公園施設における既存の官民連携手法

上記の公園施設における官民連携手法としては、公園管理者(国、自治体)以外の者が都市公園に公園施設を設ける際、または公園施設を管理しようとする際に、公園管理者か

ら許可を受けること(設置許可/管理許可)が最も基本的な手法である。加えて、地方自治法第244条の2第3項で定めるいわゆる指定管理者制度を活用して公園施設や公園全体を民間事業者等に管理させることも可能である\*7。

さらに、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)に基づくPFI事業として公園施設を整備・運営することも可能となっている。ただし、公園の管理に係る法的な権能が付与されるものではないため、PFI事業の一環として当該公園施設または当該公園施設が設置された都市公園の利用料金を民間事業者自らの収入として管理運営資金に充てるような場合には、別途、指定管理者制度の適用や設置管理許可の付与

が必要となる。

そして最後に、平成 29 年度の都市公園法改正で導入された「公募設置管理制度」が存

在するが、こちらの内容は本稿「3. 都市公園における課題と平成 29 年度都市公園法改正による影響」にて詳述する。

図表 5 都市公園における官民連携制度の比較

制度名	根拠法	事業期間の目安	特徴
設置管理許可制度	都市公園法第5条	10年(更新可)	・公園管理者以外の者に対し、都市公園内における公園施設の設置、管理を許可できる制度 ・民間事業者が売店やレストラン等を設置し、管理できる根拠となる規定
指定管理者制度	地方自治法	3-5年程度	・民間事業者等の人的資源やノウハウを活用した施設の管理運営の効率化(サービスの向上、コストの縮減)が主な目的 ・一般的には施設整備を伴わず、都市公園全体の運営維持管理を実施
PFI事業 (Private Finance Initiative)	PFI法	10-30年程度	・民間の資金、経営能力等を活用した効率的かつ効果的な社会資本の整備、低廉かつ良好なサービスの提供が主な目的 ・都市公園ではプールや水族館等大規模な施設での活用が進んでいる
公募設置管理制度	都市公園法第5条の2~9	20年以内	・飲食店、売店等の公募対象公園施設の設置または管理と、その周辺の園路、広場等の特定公園施設の整備、改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度

出所) 国土交通省「都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン」より NRI 作成

### 3. 都市公園における課題と平成 29 年度都市公園法改正の影響

#### 1) 都市公園における課題

##### ①公園利用者および都市ニーズのさらなる反映

1. で述べたように、都市公園はまずは規模・面積の拡大のみを主眼としていた時代から、それに加えて既存のストックを使うこと、生かすことをより重視していく時代へとシフトしていく必要がある。例えば、新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会が平成 28 年 5 月にとりまとめた「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について」では、新たなステージにおける政策の方向性として、都市公園の確保や緑地の保全といった視野のみにとどまらず、緑とオープンスペースの多機能性を、都市のため、地域のため、市民のために引き出し、都市

の課題解決、目指す都市像の実現に寄与する社会資本として真価を発揮するべきという提言がなされている。

一方で、現状としての一部の都市公園では、一律的な維持管理や硬直的な運用によって「公園は規制が多い」というマイナスイメージが先行し、必ずしも利用者や都市全体のニーズを十分に反映しきれていないことがある。例えば、地域交流スペースの設置により公園利用が促進される場合であっても、既存施設との兼ね合いで建ぺい率の制約を受けざるを得ないことや、民間団体等が都市公園を利用したイベントを開催する際に、自治体によってアルコール類の販売が許可されないことなどがある。また、国家戦略特区法によって平成 27 年に先行的に解禁されるまでは、待機児童問題が都市の深刻な課題として認識されている今日においても、都市公園内に保育所を設置することも原則できなかった。

加えて、上記を実現する上で重要となる公園の使用ルールも、その改定プロセスが不透明なことがあり、例えば一部の苦情等を根拠に、利用者が知らないうちにそれまで可能だったボール遊びが禁止になること等も全国で起こっている。

都市公園に対して官民連携を導入していくことは、上記のような利用者や都市全体のニーズを柔軟に反映していくことに大いに寄与すると考えられる。

## ②公園施設の老朽化による公園管理者の財政負担増加の対応

わが国では、高度経済成長期以降に集中的に整備されたインフラの老朽化が急速に進行しており、厳しい財政事情の下でも適切な管理を行っていくことが、管理者である国や地方自治体等にとって重要な課題となっている。

都市公園においても、供用中の都市公園のうち設置から30年以上経過したものが現時点で約3割を占め、10年後には約6割に達する見込みとなっている。また、設置遊具のうち、設置から20年以上経過したものが約4割を占め、経過年数不明の古いものと合わせると遊具の約6割が相当の年数を経過している状況にある\*8。

このように、公園施設の老朽化が進む中で、財政上の理由等により適切な維持管理や改築、更新が困難となり、利用禁止や施設の撤去といった事態につながるなど、安全で快適な利用を確保するという都市公園の本来の機能発揮に関わる根幹的な問題となっている。

上記の問題に対し、施設の維持管理レベルでは官民連携が導入され、運営の効率化が図られていることが多く、図表4で事例として紹介した施設でも、指定管理者や管理許可を

受けた民間事業者が管理を行っている。一方で、施設の整備は行政側が行っていることが依然として多い。その背景としては、そもそも園路や広場等の基本的な施設は公園管理者が整備するものでありその整備費を民間と分担する仕組みが存在しなかったことや、民間企業等が施設整備～運営までを一貫して行って投資回収を行えるほど収益率の高い事業が都市公園内で実施されるケースが少なかったこと、そして、これまでは民間企業・団体に対して与えられる設置許可が最長10年とされていたことから、それ以上の投資回収期間を要する比較的規模の大きい施設を民間が整備しにくかったこと等が挙げられる。

特に、最長10年という許可期間は、民間事業者が施設を設置し、投資を回収するという観点からは期間がやや不足しており、その期間内で投資回収が可能なカフェやレストラン等の簡易な施設しか設置できない\*9といった課題がある。実際、平成28年度に国土交通省九州地方整備局がPFI事業者を募集した「海の中道海浜公園研修宿泊施設等管理運営事業」では、公表された募集要項に対して、事業期間（維持管理・運営期間：20年）と設置管理許可期間（最長10年）の齟齬（そご）を問う質問が民間事業者からは複数寄せられていたことがある。

## 2)平成29年度都市公園法改正の内容とその影響

### ①都市公園法の特徴と近年の動向

そもそも、昭和31年に成立した都市公園法は、戦後の混乱期に多くの公園が廃止・転用あるいは荒廃していた状況に対し、都市公園の保護を主目的に成立したものである\*10。その特徴として、①都市公園の配置と規模、施設に関する技術基準や敷地内の建ぺい率を決めたこと、②公園管理者がそれ以外の者に公園施設の設置・管理をさ

せる場合の規定を設けたこと、③国が都市公園の新設・改築費用の一部を補助する制度を設けたこと、等が挙げられる\*11。

法改正の約1年前にあたる平成28年5月に公表された「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会 最終とりまとめ」では、都市公園ストックが一定程度確保された新たなステージで重視すべき観点として、「民との連携を加速する」ことや、「都市公園を一層柔軟に使いこなす」こと等がうたわれていた。平成29年度の都市公園法改正は、これらの観点を踏まえて実施されたものと考えられる。

## ②平成29年度都市公園法改正の内容

次頁の図が、国土交通省による法改正関連資料を「1）都市公園における課題」で記載した課題に対応する形で筆者が独自に再整理したものである。

前項で整理した課題1「公園利用者・都市ニーズの反映」に対応する改正内容として、従来から地方自治体における公園管理者の誤解を招く可能性があった政令上の文言を改定し、プロ野球・サッカーチームのホームグラウンド・スタジアムや、飲食店・カフェを都市公園内に設置可能な旨を明確化したことや、国家戦略特区法によって平成27年に先行的に解禁されていた保育所の設置を一般的に解禁したことがある。加えて、ボール遊びやバーベキュー等を一律

で禁止にするのではなく、公園を利用する地域住民等と公園利用のローカルルールを決めていく仕組みとしての、協議会の設置に関する規定が盛り込まれたのも、特筆すべき点である。

課題2「管理者の財政負担増加への対応」に関する改正内容として、公募設置管理制度の新設がある。本制度は、都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置または管理を行う者を、公募により選定するものであり、設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件とする代わりに、事業者は都市公園法の特例措置を受けられる。これにより、都市公園内への収益施設の設置と引き換えに、民間事業者に公園施設\*12の改築・更新費の一部を負担させることや、公募設置管理計画\*13に記載した使用料の額を公園管理者が徴収することが可能となったことで、施設の老朽化対策に苦慮する一方で使用料条例に基づき民間不動産の相場よりも低い使用料で土地を貸し出すことしかできなかった地方自治体は大きなメリットが得られる可能性がある。加えて、上記制度の活用時に最長20年の設置・管理許可が認められたこと等により、今後は、公園施設の維持管理段階のみならず、当初の整備段階から民間企業が参画することや、それに対して金融機関が融資を行うことが、容易になると考えられる。

図表6 前項の課題への都市公園法改正による対応策

課題	法改正による対応方向性	法改正による対応策詳細	該当条文
<b>【課題1】</b> 公園利用者・都市ニーズの反映  ○公園管理者による硬直的制度運用  ○反映を妨げる規制  ○不透明な反映プロセス(例:役所への苦情電話)	1-1.制度趣旨の明確化	政令改正による、公園管理者に誤解を与える条文の削除 ・「専らプロ野球(サッカー)チームの用に供する～」削除 ・「料理店、カフェー ～に類するものを除く～」削除	令第5条4項・6項
	1-2.公園に設置可能な施設等の規制緩和	保育所による公園占用特例の一般化、政令上の占用物件にコジェネを追加、各種面積要件の緩和 ・運動施設率の参酌基準化 ・水道施設等の地下占用に係る面積要件の削除 等	法7条、規則第5条の3、令第8条1項、規則第8条1項
	1-3.公園利用者のニーズを反映するプロセスの明確化	地域のステークホルダーが、公園利用者の利便の向上を図るために必要な協議を行う「協議会」の設置	法第17条の2
<b>【課題2】</b> 公園施設の老朽化・管理者の財政負担増加への対応  ○整備費・更新費の不足  ○維持管理費の不足  ○民間資金活用を阻む事業期間上の制約	2-1.整備費・更新費の確保	公募設置管理制度による公園整備費の官民アロケーション ・公募対象公園施設の設置・管理を行う民間事業者等が、園路や広場といった特定公園施設を建設 ・特定公園施設の建設費用は官民で分担も可能	法第5条の22項
	2-2.維持管理費の確保	認定された公募設置管理計画による柔軟な使用料設定 ・基本的に、認定された公募設置等計画に記載された使用料の額を公園管理者が徴収可能 ・条例等で定める額を下回る場合は、条例等で定める額	法第5条の73項
	2-3.民間資金活用に資する事業期間設定	一定条件下における許可期間の延長 ・公募設置管理制度で選定された者に対し、最長20年の設置管理許可を付与 ・PFI事業として実施する場合の設置管理許可期間を最長30年まで延伸	法第5条の25項、第3条の24項

#### 4. 官民双方に求められる取り組み

前章で整理したように、今回の都市公園法改正は、現在の都市公園が抱える課題の解決に資する制度的な環境を整えるものである。しかし、現実に課題解決へと至るためには、新制度が公園管理者である地方自治体等や民間事業者によって適切に運用されることが必須である。そこで最後に本章では、法改正を受けて今後求められる取り組みを、官民双方に対して提言する。

##### 1) 公園管理者(行政側)が留意すべき事項

###### ① 公募対象公園施設を選定する際の留意点

発注者である地方自治体は使用料収入や民間事業者による特定公園施設整備への貢献を期待するのは必然だが、民間事業者の提示可能な条件は、公募対象公園施設の立

地に大きく左右される。このため公園管理者は、そもそもの立地が有する価値により敏感になる必要がある。時に、行政側ではその土地の価値を地図上における市街地からの直線距離等で想像してしまいがちだが、民間の不動産事業では、通り一本・同じビルのワンフロア違うだけで賃料に大きな差がつくことを肝に銘じるべきだろう。

具体的には、公募設置管理制度を適用しようとする都市公園の中でどの区画に公募対象公園施設を設置するかは、実際の集客を行う民間事業者にとって死活問題となる。公園内の立地によっては、期待される集客力に欠けるため、特定公園施設の整備費や公園の使用料に係る提案額が、公園管理者の期待値に達しないケースもありうる。

したがって、公募実施前に当該公園内の立地や対象施設を検討する段階から、民間

事業者に対して十分なサウンディングを行い、その反応を見て立地や対象施設を変更することも含めたインタラクティブなやり取りが必須となる。

## ②公募対象公園施設を整備する際の留意点

せっかく新制度を利用するのだから、ということで、新たに整備される公募対象公園施設には富山市のスターボックスのようにマスコミで華々しく報道されるシンボル性・ランドマーク性を求めがちである。一方で奇抜な施設が時に運営上の使い勝手を悪くし、維持管理費の高騰を招く可能性があることに留意する必要がある。

例えば、飲食店や売店ではバックヤードの動線確保や施設の効率的な維持管理のための設備など、一見目立たないところの工夫によって施設の使い勝手が大幅に変わってくるだけでなく、10年、20年の長期的な運営期間における維持管理費にも影響を与える。

このため、民間事業者の選定時には、提案事業者が提示する使用料水準や特定公園施設の整備に係る金銭面での貢献だけでなく、公園の魅力向上や長期的視点からの運営の安定性等についても評価項目を設けて多面的な評価を行うことが必須と考えられる。

## 2) 公園施設の設置管理を希望する者（民間事業者側）が留意すべき事項

### ①公園管理者への提案時の留意点

発注者である地方自治体等が公募実施時に策定・公表する公募設置等指針には、対象施設や事業期間、選定基準等に加えて、公募の実施に際してその他必要な事項を記載することとされている。例えば、その事業の経緯や当該公園および都市の歴史等についても言及される可能性がある。新制度

が発足した背景の一つに画一的な都市公園整備への反省があることを踏まえると、公園施設の設置管理を希望する者（民間事業者等）は、複数の地域において画一的な施設を設置・管理するのではなく、指針の記載内容を深く理解し、当該都市・地域の歴史や文化を踏まえた提案を行うことが必須となる。そのために時には、必ずしも建ぺい率を限度一杯まで使い切った施設を整備するのではなく、あえて歴史的に親しまれてきたオープンスペースを存続・活用した提案が有効となるケースも考えられる。

### ②公募対象公園施設を運営する際の留意点

サービス購入型の割合が多かった従来のPFI事業に比べると、公園施設における官民連携事業（公募設置管理制度、PFI等を含む）は、料金収入を伴う事業（集客施設等）を実施するケースが比較的多くなると考えられる。かつ、よほど大規模な公園以外では、PFI事業で実施されるような整備費が数十億～数百億円となる施設整備はまれとなるため、応募グループの幹事企業も建設を主に担当する企業（例：ゼネコン等）ではなく運営を主に担当する企業（例：デベロッパー、飲食業、造園業等）となり、より運営を重視した官民連携事業として実施することが適当と考えられる。

その際に公園施設は、立地条件にもよるが、民間による集客ノウハウの導入や催事開催、周辺施設との連携・送客等といった運営上の工夫により、来場者数や施設の料金収入を大幅に伸ばせるポテンシャルを秘めている。民間事業者側は、必ずしも多額の初期投資を必要としない運営上の工夫によって施設の大幅な「バリューアップ（価値向上）」の果実を得ることも可能であり、これらのノウハウ、アイデア、およびその実行体制さえ有していれば、スタートアッ

ブから間もない企業も含め、従来は行政から縁遠かった企業による新規参入も期待される。

## 5. おわりに

本稿で概観してきたように、都市公園は特異な「インフラ」である。営造物でありながら、公園の魅力構成する要素はオープンスペースや緑地、あるいは図表4で紹介した多様な公園施設だけにはとどまらない。むしろ、都市公園の魅力はそれら営造物が「どう使われるか」によって大きく左右されるため、これほど使い方の工夫によって地域に与える効果が大きく変わってくるインフラは珍しい。

他のインフラとは異なり、公園を構成するオープンスペースや施設といった「インフラ」の上に、その利用者が何らかの「コンテンツ」を最後に載せることによって、公園は初めて完成するのではないだろうか。その「コンテンツ」は、育児やスポーツだったり、まちなにぎわいづくり・観光振興だったり、はたまた、文化活動・政治活動であるかもしれない。

この考え方を一歩進めると、行政によってあらかじめ用意された「インフラ」を所与のものとしてそこに搭載可能な「コンテンツ」を後から思案するだけではなく、今後はむしろ、想定する「コンテンツ」を搭載しやすい「インフラ」を当初からいかに整備するかが重要となる。その意味で、公募設置管理制度の導入等を通じて民間による公園施設整備をさらに加速させる平成29年度の都市公園法改正は、コンテンツ提供者である民間団体・企業が公園施設の整備段階から関与する機会を拡大するものとして、評価できるものである。

上記の制度改正によるメリットを最大限享受するためには、今後は公園管理者による公

園整備の際に、都市計画・土木の世界だけに限定されず、スポーツ・文化・観光・経済といった他分野と連携した検討が必要不可欠になるだろう。そして、官民が協働する際には、時に4.で述べたような齟齬（そご）も生まれざるを得ないが、齟齬（そご）は存在する前提で、それを克服するための試行錯誤を積み重ねていくこと、それこそが「新しい公共」による空間を都市内に創造していく営みとなるのではないだろうか。

### [脚注]

- \*1 東京市監査局都市計画課「東京都市計画報告(昭和八年)」昭和9年3月の公園に関する項目冒頭の記述より抜粋。抜粋部分の後に当時の公園整備状況を説明しつつ、「未だ市民の繁劇なる生活を充すに充分ではない。依つて本市保健局公園課に於ては目下極力其の増設改善に力を注いでゐる。」との記載がある。
- \*2 旧皇室苑地である皇居外苑、京都御苑および新宿御苑は、昭和22(1947)年の閣議決定「旧皇室苑地の運営に関する件」により、国民公園として、国が直接管理するとともに、保存を図り広く一般国民の利用に供することとされている。出所は、一般財団法人国民公園協会ウェブサイト
- \*3 上記のほか、都市緑地法に基づいて財団・社団・NPO等の団体が土地の所有者と契約を締結し、一定期間、設置・管理する市民緑地等も存在する(平成29年度の都市緑地法改正により、民間企業が緑地保全・緑化推進法人として市民緑地の設置管理者となることも認められた)。
- \*4 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月策定)に基づき平成26年5月に策定された、国土交通省の所管するインフラの老朽化対策に係る施策等を取りまとめたもの。
- \*5 都市公園法運用指針(第3版)によると、住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準10㎡という値は、あくまでも現実性を踏まえた途中段階の目標値としての性格を有しており、10㎡を達成しても豊かさや潤いを実感できる国民生活を実現するためには、さらに整備を推進する必要があるとしている。加えて、一人当たり都市公園等面積が10㎡/人に達している市町村は約半数にとどまっており、都市間の整備水準には大きな差があることにも留意が必要である。
- \*6 都市公園法第4条では、オープンスペース確保のため、公園施設の建ぺい率(建築物の建築面積の都市公園の敷地面積に対する割合)を、原則、100分の2を参酌して当該都市公園を設置

する地方公共団体の条例で定める割合と規定している。

- \*7 都市公園法運用指針（第3版）によると、指定管理者制度は都市公園全体の包括的な管理を委ねることを原則とする制度であるのに対し、設置管理許可制度は都市公園を構成する公園施設について許可を与える制度とされている。
- \*8 国土交通省都市局「公園施設長寿命化計画策定指針」
- \*9 国土交通省都市局公園緑地・景観課「都市公園法改正のポイント」
- \*10 申龍徹「都市公園政策形成史 協働型社会における緑とオープンスペースの原点」法政大学出版局 平成16年
- \*11 佐藤昌「日本公園緑地発達史（上・下）」都市計画研究所 昭和52年
- \*12 改正都市公園法第5条の2第2項5に定める特定公園施設（公募対象公園施設の設置または管理を行うこととなる者との契約に基づき、公園管理者がその者に建設を行わせる園路、広場等の公園施設であって、公募対象公園施設の周辺に設置することが都市公園の利用者の利便の一層の向上に寄与すると認められるもの）
- \*13 都市公園に公募対象公園施設を設け、又は管理しようとする者が作成し、公園管理者に提出する計画のこと。

#### 筆者

片桐 悠貴（かたぎり ゆうき）  
株式会社 野村総合研究所  
社会システムコンサルティング部  
主任コンサルタント  
専門は、インフラ事業への PPP/PFI 導入支援、公的機関の組織設計・組織改革 など  
E-mail: y-katagiri@nri.co.jp